

# 二地域居住等促進事業費（二地域居住先導的プロジェクト実装事業）制度要綱

令和7年1月29日 国国政第22号

## 第1条 目的

この要綱は、全国的な人口減少・少子高齢化により地域の持続性が脅かされている中、二地域居住等の促進を通じて地方への人の流れを創出・拡大するため、二地域居住等における中長期的な課題の解決に向けた先導的な取組を支援し、その課題や効果・影響等を検証することにより、課題解決に資する対策や取組の実装を図ることを目的とする。

## 第2条 定義

- 1 この要綱において、二地域居住先導的プロジェクト実装事業（以下「補助事業」という。）とは、この要綱で定めるところに従って行われる次の各号に掲げる事業をいう。
  - 一 二地域居住先導的プロジェクト実行計画（以下「実行計画」という。）に基づく中長期的な課題の解決に向けた調査・検討
  - 二 実行計画に基づく先導的な取組の実証
- 2 この要綱において、コンソーシアムとは、中長期的な課題の解決に資する対策や取組の実装を図るため、次の各号に掲げるものから構成される組織をいう。
  - 一 地方公共団体
  - 二 民間事業者・団体等（特定非営利活動法人、一般社団法人若しくは一般財団法人その他の営利を目的としない法人又は会社のいずれかの法人格を有する者に限る。）
- 3 この要綱において、中長期的な課題とは、二地域居住等の促進を図るため、中長期的観点から検討すべき課題であり、次の各号に掲げる事項をいう。
  - 一 地域間の移動に要する高速道路や燃料費、新幹線等の交通費、宿泊のための滞在費、インターネット環境確保のための費用等といった二地域居住等に伴う諸費用への支援のあり方
  - 二 地域交通、買い物、医療・福祉、子育て・教育等の日常の暮らしに必要な生活サービスの提供といった地域における生活環境の整備
  - 三 二地域居住者等による納税等の負担や住民票の取扱い等といった地域との関わりにおける環境整備

## 第3条 事業主体

補助事業の実施主体（以下「補助事業者」という。）はコンソーシアムとする。

## 第4条 二地域居住先導的プロジェクト実行計画等の提出等

- 1 補助事業を実施するために補助金の交付を受けようとする補助事業者は、次に掲げる事項を記載した実行計画を国に提出するものとする。なお、補助事業と併せて実施する補助事業以外の関連事業（以下「関連事業」という。）についても、必要に応じて記載するものとする。
  - 一 事業対象区域の概要

- 二 事業名称
  - 三 事業の目標・課題
  - 四 事業の目標を達成するために必要な事業概要（補助事業及び関連事業）
  - 五 事業実施体制
  - 六 事業期間
  - 七 持続可能な取組とするための方針
  - 八 その他必要な事項
- 2 国土交通大臣（以下「大臣」という。）は、前項の規定に基づく実行計画の提出を受けた場合で、第5条に掲げる条件を満たし、補助事業を実施することが適当であると認めるときは、受理するものとする。また、大臣は、当該実行計画について、必要に応じて助言することができる。
- 3 前2項の規定は、実行計画を変更する場合に準用する。

#### 第5条 国の補助

- 1 国は、次の各号に掲げる条件を満たし、補助事業を実施することが適当であると認めるときは、補助事業者が行う事業の実施に要する経費について、予算の範囲内において、当該補助事業者に対し補助することができる。ただし、中長期的な課題の解決に向けた調査・検討は上限 2,000 万円とし、かつ実行計画に基づく事業において補助事業者が負担する額を超えない範囲とする。
  - 一 補助事業者が、補助金にかかる事務処理を適切に行うことができる体制を有すること。
  - 二 対象事業の内容が、中長期的な課題の解決に向けた官民連携の先導的なモデルとして認められるものであること。
  - 三 先導的な取組の実証において、「広域的地域活性化のための基盤整備に関する法律（平成19年法律第52号。以下「広活法」という。）」第2条第2項に定める拠点施設を整備する場合は、事業対象区域の広活法第22条に定める特定居住促進計画に位置づけられたものであること。
  - 四 対象事業の内容が、早期の社会実装に向けて事業実施後の取組の持続性及び効果が高いと期待されるものであること。
- 2 本補助事業の実施期間は、原則として2年以内とする。

#### 第6条 監督等

大臣は、補助事業者に対し、この要綱の施行のために必要な限度において、補助事業の適正な執行を確保するため、報告若しくは資料の提出を求め、又は必要な勧告、助言若しくは援助を行うことができる。

#### 第7条 成果報告書

補助事業者は、補助事業が完了したときは、速やかに補助事業に係る成果及び当該補助事業で実施した取組の課題や効果等を取りまとめた成果報告書を国に提出するものとする。

## 第8条 運用

補助事業の運用については、この要綱に定めるところによるほか、別に定める二地域居住等促進事業費補助金（二地域居住先導的プロジェクト実装事業）交付要綱の定めるところによる。

## 附 則

- 1 この要綱は、令和7年1月29日から施行する。